

市独自

かすがい子育て生活支援金

問い合わせ かすがい子育て生活支援金等事務室 ☎85-6329

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた子育て世帯の経済的支援を図るため、0歳から18歳までの児童1人当たり1万5000円を支給します。

支給対象児童

0～18歳の児童（平成14年4月2日～令和2年4月27日に生まれ、令和2年6月1日時点で市内に住民登録がある児童）

支給対象者

支給対象児童の保護者

支給時期

8月末頃から順次支給予定

	支給対象者	支給方法
①申請不要	<ul style="list-style-type: none">▶市から児童手当などを受給している人▶国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象者（7月以降に手続きをした人は、②要申請となる場合あり）▶公立小中学校および保育園などの給食費を口座振替で納付している人（保護者名義の口座を指定している人のみ）	市が把握している児童手当などの口座に支給します。7月末から8月上旬頃に、 市から個別に振込予定口座を記載したお知らせはがきを発送します。
②要申請	上記以外の人	8月上旬に、 市から個別に発送される申請書 に記入の上、10月30日（金）までに申請してください。申請書に記載された口座に支給します。 ※原則郵送

市独自

かすがい新生児特別給付金

問い合わせ かすがい子育て生活支援金等事務室 ☎85-6329

国の特別定額給付金の給付対象とならない新生児の父または母に子育て支援として、1人当たり3万円を支給します。

支給対象児童

令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた新生児（出生により市内に住民登録をした新生児）

支給対象者

支給対象児童の父または母（支給対象児童の出生日時点で市内に住民登録がある人）

申請方法

令和3年5月31日までに申請してください。 ※原則郵送

8月2日（日）までに出生届を提出した新生児	8月3日（月）以降に出生届を提出する新生児
8月中旬に、市から個別に申請書を発送します。	出生届提出時に申請書を渡します。

※市外で出生届を提出された人は、市から個別に申請書を発送します。

支給時期

市が申請書を受け付けた日の翌月下旬に、指定された口座に支給予定

国

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたひとり親世帯の生活を支援するため、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。詳しくは、決まり次第市ホームページや8月15日号広報などでお知らせします。 ※児童扶養手当を受給している人は、8月に送付する現況届に案内を同封します。

問い合わせ

・厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
（☎0120-400-903）〈平日午前9時～午後6時〉
・子ども政策課（☎85-6201）